

平成22年（行ツ）第126号
平成22年（行ヒ）第138号
決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の大阪高等裁判所平成21年（行コ）第11号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が平成21年12月22日に言い渡した判決に対し、上告兼申立補助参加人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、上告補助参加人及び上告人の各上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

申立補助参加人及び申立人の各申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年11月10日

最高裁判所第一小法廷

当事者目録

上告人兼申立人	兵庫県
同代表者兼処分行政庁	兵庫県労働委員会
同補助参加人	住友ゴム工業株式会社
被上告人兼相手方	ひょうごユニオン